

維持管理・運営契約書に関する質疑回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
1	1	1	1	—	総則	「なお、基本協定書、本契約、入札説明書等、技術提案書の中に矛盾または齟齬がある場合は、本契約、基本協定書、入札説明書等、技術提案書の順にその解釈が優先するものとする。」と記載あります。質問回答書において、本契約および基本協定書と異なる解釈が示された場合、質問回答書の解釈を優先させる必要があります。つきましては、「なお、基本協定書、本契約、入札説明書等、技術提案書の中に矛盾または齟齬がある場合は、本契約（これに係る質問回答書を含む。）、基本協定書（これに係る質問回答書を含む。）、入札説明書等（基本協定書および本契約に係る質問回答書を除く。）、技術提案書の順にその解釈が優先するものとする。」として頂けますよう、御再考願います。	ご意見として承ります。
2	1	1	4	(5)	総則	不可抗力について、「…通常の見込み可能な範囲外のものであって、…」とありますが、「通常の見込み可能な範囲外のもの」とは、当事者の合理的な支配が及ばないものをいうと理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	1	1	4	(5)	不可抗力	新型コロナ等の感染症は、令和3年9月30日付で国土交通省より通達された「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等の終了後における工事及び業務の対応について」に沿って、不可抗力に該当すると考えてよろしいでしょうか。また、不可抗力の定義に「疫病」を追加して頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
4	2	4	1	—	公共性および民間事業の趣旨の尊重	第2文について、「契約期間において、本業務に関して（燃料化施設以外の甲が管理する施設をいう。以下同じ。）の維持管理・運営業務を管理している団体と密接に連携を図り、協力して燃料化施設の維持管理・運営を実施するものとする。」と記載あります。甲が管理する燃料化以外の施設とは、湖南中部浄化センターの水処理施設、汚泥処理施設、汚泥焼却施設等を指すものと理解しますが、よろしいでしょうか。また、それら施設を管理している団体とは、それら施設を甲より維持管理業務を委託された者と理解しますが、よろしいでしょうか。	甲が管理する施設とは、湖南中部浄化センター内にある各施設を指します。また、維持管理・運営業務を管理している団体とは、甲及び湖南中部浄化センター内各施設の維持管理・運営を受託している事業者を指します。
5	2	4	1		公共性および民間事業の趣旨の尊重	維持管理・運営を管理している団体とは、どのような団体を想定されているかご教えてください。	甲及び湖南中部浄化センター内各施設の維持管理・運営を受託している事業者を指します。 次のとおり修正します。 「本業務に関して湖南中部浄化センター内各施設（燃料化施設以外の甲が管理する施設をいう。）の～」
6	3	5	1		契約保証金	保証について、保険会社による履行保証保険による保証についてもお認めいただけますようお願いいたします。	検討します。
7	3	5	2		契約保証金	契約保証金は、金融機関の保証、公共工事履行保証証券、保証事業会社保証のいずれかを付保するのが一般的であると存じます。ただ、本条件では運営業務委託契約締結時から運営期間の終了までの長期間を担保する保証若しくは保険は、付保自体が困難なことが懸念されます。ついては運営期間の各年度毎に当該年度を保証期間とする保証を当該年度開始前までに付保することに変更して頂けないでしょうか。	検討します。

維持管理・運営契約書に関する質疑回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
8	3	5	5		契約保証金	維持運営費とは、本条2項に記載の業務委託費と理解してよろしいでしょうか。また、運営期間の各年度毎に当該年度を保証期間とすることが一般的ですので、「・・・保証額変更後の当該年度の業務委託費の100分の10・・・」に修正いただきたくお願いいたします。	検討します。
9	3	6	6		業務遂行	3文目について、本事業の入札日以降に締結された住民協定等の内容に従い、要求水準を超える業務が発生する場合には、設計変更協議とさせていただきますようお願いいたします。	事象が生じた際に、協議とします。
10	4	7	1	(7)	業務場所の清掃・整備	「業務場所」は、要求水準書P.17 1-3-4 維持管理者の業務範囲7) 事業場所の清掃・整備の「事業場所」と同義と理解しますが、よろしいでしょうか。	燃料化物の搬出において、燃料化施設外の清掃が必要となった場合は本業務にて行うものと考えます。修正します。
11	5	7	2	—	本業務の範囲	本条項の趣旨を御教示願います。燃料化施設の機能を維持するため、または燃料化施設を円滑に運営し且つ維持管理するために、必要があれば、第1項が定める業務の範囲外であっても、乙の費用負担で必要な措置を講じるべきことを定めているのでしょうか。この場合、契約範囲外である以上、乙が費用負担をするのは合理的ではありませんので、第8条に基づき、契約条件の変更をお願いします。	本条項は、本契約にて委託する業務の内容を示したものです。契約変更等に関しては、ご意見として承ります。
12	5	7	4	(3) (4)	県が有償で提供するユーティリティについて	「(3) 本業務の遂行に必要とされる電力に関し、甲は電気に関わる供給契約を締結して…」、「(4) 前項の定めのほか、本業務の遂行に必要なユーティリティは、全て乙の費用と責任で調達され…」とありますが、業務要求水準P.88では上水は滋賀県殿が有償で提供する旨の記載があります。ついては、上水に関する基本料金と従量料金の支払いに関する内容を御教示願います。	公告時に提示いたします。

維持管理・運営契約書に関する質疑回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
13	5	7	4	(3)	県が有償で提供するユーティリティについて	「(3)本業務の遂行に必要とされる電力に関し、甲は電気に関わる供給契約を締結して確保するものとする。ただし、乙は、本業務の範囲内で使用量に応じて応分の費用を負担するものとし、乙の使用分について、甲の請求に基づき、甲に対して支払うものとする」と記載あります。電力費の従量料金に関するものと理解しますが、基本料金の取扱について御教示願います。	公告時に提示いたします。
14	5	7	4	(3)	県が有償で提供するユーティリティについて	「(4)前項の定めのほか、本業務の遂行に必要なユーティリティは、全て乙の費用と責任で調達され…」とありますが、業務要求水準P.88では、消化ガスは県より無償で提供されるものとなっています。ついては、維持管理・運営契約書にも消化ガスが無償提供される旨を追記願います。	消化ガスが無償提供する内容を追加します。
15	5	7	4	(3)	本業務の範囲	電力に関し、維持管理費算出のため、甲から請求される電力単価をご教示ください。また、当該単価について、内訳をご教示ください。(従量料金のみか、基本料金も含まれるのか、再エネ賦課金の取扱いはどうなるのか。)	公告時に提示します。
16	6	10	3	—	臨機の措置	乙が、新型コロナウイルスに対して万全の注意を払っていたとしても、一般のオミクロン株等の感染力の強い変異株が出てきた場合、本条項に基づく配慮にも限界が生じ、多くの運転員が隔離の対象となった場合には、業務遂行に支障が出る可能性があります。このような場合には、債務不履行として扱われないう、配慮頂きたく、御検討の程よろしく願います。	感染拡大時においても、維持管理に支障のないよう、人員の配置等をお願いします。
17	6	10	4	—	臨機の措置	乙が業務委託費の範囲において負担することが適当かどうかは、客観的な観点からご判断頂きたく、「…乙が業務委託費の範囲において負担することが適当でない <b>甲が認める</b> 部分については、…」は「…乙が業務委託費の範囲において負担することが適当でない <b>認められる</b> 部分については、…」に変更頂けますよう、御再考願います。なお、工事請負契約書(案)第27条(臨機の措置)第4項においても、同様の定め方となっております。	ご意見として承ります。
18	7	12	—	—	秘密保持義務	自己の役職員、又は、弁護士、会計士、税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対しては、必要最小限の範囲で開示することができるようにするのが、当事者にとって便宜であると考えため、そのようにして頂けますよう、御再考願います。	ご意見として承ります。
19	7	12	2	(2)	秘密保持義務	一般的に、本事業と同種事業において、ここまでの対応を求めるものは目にしたことがなく、また、多数の者が実務に携わることに鑑みると相当な事務負担となることが懸念されます。乙の内部において秘密保持に係る必要な規則は整備されており、本契約の締結をもって、秘密情報を取扱う責任者および従事者の秘密情報の取扱いについて、乙が全責任を負うため、別途秘密保持保証書の提出は不要として頂けますよう、御再考願います。	ご意見として承ります。

維持管理・運営契約書に関する質疑回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
20	7	12	2	(2)	秘密保持義務	本事業を遂行する上で、都度秘密情報を取り扱う責任者および従事者に秘密保持についての誓約をさせ、秘密保持保証書を甲に提出することは、実務的に相当煩雑となることが想定されます。乙は秘密情報の開示について、本事業関係者との間で必要な秘密保持契約は交わすことを想定しておりますので、秘密保持保証書の提出を不要とさせていただきたくお願いいたします。	ご意見として承ります。
21	7	13	—	—	情報漏洩等の対応	第12条において、秘密保持義務を甲乙双方が負っておりますので、本条に関しても双方義務を負うのが合理的であると考えます。つきましては、双方義務を負う内容に変更頂きますよう、御再考願います。	ご意見として承ります。
22	7	13			情報漏洩等の対応	第12条秘密保持義務は、甲及び乙が双務的に秘密保持義務を負うのに対し、情報漏洩については、乙のみを当事者とする片務的な内容となっているため、双務的に情報漏洩等の対応を行う趣旨に変更いただきたくお願いいたします。	ご意見として承ります。
23	9	19	2		業務計画書	業務計画書の様式については、基本的に同様式を事業期間中継続して使用していくこととなるため、業務年度毎の甲の承諾は実務上、煩雑となりますので、変更時には甲の承諾を得るという趣旨の記載に留めていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
24	10	21	1		モニタリングの実施	モニタリングの開催頻度をご教示ください。	要求水準書P19 1-3-5 2)②の通り月1回程度を予定しております。
25	11	22	5		甲による業務の是正勧告と課金	本項1文目に「・・・別紙2の定めるところにより課金を課すことができるものとする。」とありますが、別紙2において当該記述が確認できません。課金についての具体的な内容につきご教示ください。	公告時に提示します。
26	11	22	5		甲による業務の是正勧告と課金	「業務改善計画書に定められた予定期間内に、燃料化施設の正常な運転が可能とならず、要求水準等未達の是正が完了されない場合、甲は、乙に対し、予定期間満了時から正常な運転ができるよう回復したことを甲が確認するまでの期間について、別紙2の定めるところにより課金を課すことができるものとする。」とありますが、当該事象発生時に甲と乙にて協議を実施し、甲に帰責が認められる場合に課金が課されるものと理解しておりますが、よろしいでしょうか。協議の中で事象発生の原因等を確認した上でなければ、事業者として課金を認めることは難しく、甲乙にて対応方針決定後に課すことを明確化させていただきたくお願いいたします。	ご理解のとおりです。明確化については、ご意見として承ります。
27	12	22	5	—	甲による業務の是正勧告と課金	「別紙2の定めるところにより」とありますが、別紙2には当該記述がありません。課金額の算出方法について御教示願います。	公告時に提示します。
28	12	23	4	—	業務委託費の変更の支払い	遅延利息の利率を御教示願います。	年2.5パーセントです。
29	12	23	2		業務委託費の支払い	第10条の定めるところに従って燃料化施設の運転停止を行った場合の、業務委託費支払いの控除については即時減額ではなく協議事項とさせていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。

維持管理・運営契約書に関する質疑回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
30	12	23	4		業務委託費の支払い	業務委託費の支払いが遅延した時の遅延損害金の割合については発注者と受注者間の協議事項であるという認識でよろしいでしょうか。	#REF!
31	13	25	1		業務委託費の減額または支払停止等	「第21条による甲の業務遂行状況の確認の結果その他本契約の履行状況等に基づき、本業務について本契約に定める内容を満たしていない事項が存在することが判明した場合、甲は、乙に対して業務委託費につき減額または支払停止することができるものとする。」とありますが、当該事象発生時は甲乙で協議をするものと考えてよろしいでしょうか。協議の中で事象発生の原因等を確認し、それに応じた適切な対応が求められると考えるためです。	ご理解のとおりです。

維持管理・運営契約書に関する質疑回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
32	13	25	1		業務委託費の減額または支払停止等	「第21条による甲の業務遂行状況の確認の結果その他本契約の履行状況等に基づき、本契約に定める内容を満たしていない事項が存在することが判明した場合、甲は、乙に対して業務委託費につき減額または支払停止することができるものとする。」とありますが、当該事象発生時は本契約書第22条第5項に定められる課金が同時にかかることはないかと理解してよろしいでしょうか。減額又は支払停止に加え、課金を事業者が課されることは過度な負担となりますので、本項適用時には、第22条5項は適用しないものとしていただきたくお願いいたします。	ご理解のとおりです。
33	13	26	2	—	燃料化物の製造	尚書について、「なお、副生成物の処理または処分については、乙が行うものとし、かかる処分に要する費用は乙が負担する。」とされておりますが、他方で、要求水準書(案)第3章 3-2-5 (1) では、「本事業で副生成物が発生した場合は、県が処理を実施するが、事業者は搬出方法と処分先を提案すること。また、県の帰責事由により副生成物が発生した場合は除いては、副生成物の運搬費及び処分費を事業者が負担すること。副生成物の運搬車両への積込作業は事業者の業務範囲とする。」とあり、その処理主体の記載に齟齬があります。より具体的な定めがある要求水準書記載内容が正であると理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。契約書の記載を修正します。
34	13	26	2		燃料化物の製造	副生物の処理または処分を実施する場合には、廃掃法上、貴県にて処分を行う必要がございますので、「副生成物の処理または処分については、甲が行うものとし、かかる処分に要する費用は乙が負担する。」との記載が正と理解しておりますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。契約書の記載を修正します。
35	13	28	—	—		基本協定書案P17において、「消化ガスの質または量の変動のリスク」は、滋賀県殿リスクとなっております。消化ガスの性状(メタン濃度、組成等)、発生量(各年度毎等)について御教示願います。	公告時に提示します。
36	14	28	1	—	汚泥の性状および量	「当該増加費用の負担については、適宜、甲と乙とで協議により決定する」と記載あります。要求水準書に示す計画汚泥性状の範囲を逸脱する汚泥が搬入されたことに起因して費用が増加した場合のことを定めていると考えため、当該増加費用については甲が負担する事が原則ではないかと考えます。「適宜、甲と乙とで協議により決定する」と規定された趣旨を御教示願います。	逸脱した汚泥が搬入されたことによる処理への影響及びその影響による費用の内訳を確認する協議を行ってから、負担額を決定するものとしております。
37	14	28	2	—	汚泥の性状および量	「当該増加費用の負担については、適宜、甲と乙とで協議により決定する」とありますが、要求水準書に示す計画汚泥量を下回る汚泥が搬入されたことに起因して費用が増加した場合のことを定めていると考えため、当該増加費用については甲が負担する事が原則ではないかと考えます。「適宜、甲と乙とで協議により決定する」と規定された趣旨を御教示願います。	逸脱した汚泥が搬入されたことによる処理への影響及びその影響による費用の内訳を確認する協議を行ってから、負担額を決定するものとしております。
38	14	28	1		汚泥の性状および量	「要求水準書に示す計画汚泥性状の範囲を逸脱する汚泥が搬入され・・・」とございますので、甲と乙で協議ではなく、甲の費用負担になると考えております。乙による要求水準未達は本契約第22条ならびに第25条で、違約金が課されたり、業務委託費の減額または支払停止が発生するのに対し、本項の規定は片務的な内容となっておりますので、再考願います。	逸脱した汚泥が搬入されたことによる処理への影響及びその影響による費用の内訳を確認する協議を行ってから、負担額を決定するものとしております。

維持管理・運営契約書に関する質疑回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
39	14	28	2		汚泥の性状および量	「要求水準書に示す計画汚泥量を下回る汚泥が搬入され・・・」とございますので、甲と乙で協議ではなく、甲の費用負担になると考えております。乙による要求水準未達は本契約第22条ならびに第25条で、違約金が課されたり、業務委託費の減額または支払停止が発生するのに対し、本項の規定は片務的な内容となっておりますので、再考願います。	逸脱した汚泥が搬入されたことによる処理への影響及びその影響による費用の内訳を確認する協議を行ってから、負担額を決定するものとしています。
40	14	29	3	—	乙の債務不履行	「別紙2の定めるところにより課金を課す」という文言があります。別紙2には課金額の算出方法等について記載ありません。課金額の算出方法について御教示願います。	公告時に提示します。
41	14	29	3		乙の債務不履行	別紙2において当該記述が確認できません。課金についての具体的な内容につきご教示ください。	公告時に提示します。
42	15	31	4	—	第三者への賠償	「その他賠償に伴い発生した費用」とは、具体的にどのようなものを想定されておりますでしょうか。御教示願います。	具体的な事象や想定内容等は回答しません。
43	15	32	1	—	保険	「第三者賠償責任保険、火災保険等を付保・・・」とありますが、実施方針P32との整合性を勘案し「第三者賠償責任等を付保・・・」が正と理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	15	32	1		保険	実施方針P.32 第3 3 (2) 保険においては、「第三者賠償責任保険に加入しなければならない」との記載があること、事業者起因の火災で発生した損害において、事業者が法律上の賠償責任を負う場合、その損害は第三者賠償責任保険を付保することで補償されることを勘案し、「火災保険」の文言を削除していただくようお願い致します。	修正します。
45	16	36	3	(1) (2)	法令変更によって発生した費用等の負担	(1)では、「甲は、…合理的な範囲の追加費用を負担する。」とされている一方、(2)では、「乙は、… <u>増加費用および損害の一切を負担する。</u> 」とされております。(1)と(2)で記載が異なる合理性がありませんので、統一頂けますよう、御再考願います。	第2号のア、イの条文を確認してください。
46	16	36	3	(1) ア	法令変更によって発生した費用等の負担	「燃料化施設の維持管理・運営のみならず広く一般に適用される法令変更ならびに税制度に関する法令変更を除くものとする。」とありますが、この趣旨は、燃料化施設の維持管理・運営のみに適用される法令の変更のみについて、甲が追加費用を負担するということでしょうか。そう場合、どのような法令がそれに該当するか、御教示願います。	具体的な法令等は回答しません。
47	16	36	3	(2)	法令等の変更によって発生した費用等の負担	1文目につき、本項第1号の記載同様、以下のとおり修正いただきたくお願いいたします。  「・・・法令変更により起因する合理的な範囲の追加費用を負担する。」	検討します。

維持管理・運営契約書に関する質疑回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
48	17	39	1	—	原状回復義務	原状に回復するとは、具体的にどのような状態にするということでしょうか。第2項各号を満足する状態と理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	17	39	4	—	原状回復義務	原状回復とは、具体的にどのような状態にするということでしょうか。第2項各号を満足する状態と理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	18	40	1	(9)	甲の解除権	滋賀県財務規則の中で、乙が順守すべき規定は、「契約の相手方」という主語がある規定、すなわち、第231条第2項と第240条のみではないかと思われませんが、滋賀県財務規則の中で乙が順守すべき規定を具体的に御教示願います。	当該規定は、滋賀県財務規則において契約に係る規定全般を指すものであり、具体的な規定は回答しません。



維持管理・運営契約書に関する質疑回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
51	18	40	1	(9)	甲の解除権	事業者が滋賀県財務規則または【契約条項】に違反した場合に解除できるとされていますが、工事請負契約第47条と同様に、違反があり、滋賀県殿が相当の期間を定めて履行を催告したにもかかわらず、その期間内に履行がない場合に解除として頂けますよう、御再考願います。	ご意見として承ります。
52	18	40	3	—	甲の解除権	第1項第1号から第9号までの規定により本契約が解除された場合の違約金の取扱いが記載されているものと想定しますが、違約金の算出方法等の記載がありません。違約金は発生しないものと理解しますが、よろしいでしょうか。	公告時に提示します。
53	19	41	1	(2)	乙の解除権	冒頭の「第7条の規定により」は、「第8条の規定により」の誤りではないでしょうか。	修正します。
54	19	41	1	(2)	乙の解除権	第7条ではなく、第8条が正かと理解しておりますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
55	20	48	4	—	知的財産権	本契約に基づき当社が貴県に対して提供する情報、書類、図面等については、公表されることによって当社の競争上の地位を害する恐れのある情報が含まれる可能性があります。利用される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとして頂けますよう御再考願います。	知的財産権にかかるものは事前協議いたします。
56	20	52	1		その他	滋賀県財務規則の中で、乙が順守すべき規定は、「契約の相手方」という主語がある規定、すなわち、第231条第2項と第240条のみではないかと思われませんが、滋賀県財務規則の中で乙が順守すべき規定を具体的に御教示願います。	当該規定は、滋賀県財務規則において契約に係る規定全般を指すものであり、具体的な規定は回答しません。
57	23	5	1	—	契約保証金	工事請負契約書（案）第4条第1項第4号に記載内容と同様に「本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結」で保証を付すことも認めて頂くよう、御再考願います。	検討します。
58	34	6	6	—	業務遂行	「乙は、甲が住民協定等を締結した場合、十分理解してこれを遵守するものとし」と記載あります。住民協定の内容が、本契約の内容を超える場合には、第8条に基づき、契約条件の変更をお願いします。	検討します。
59	別紙1	1	(1)	ア（イ）	業務委託費の算定金額	当該月の処理汚泥量とは、貴県との脱水汚泥取り合い以降の指定の計器で計測される汚泥受入量と理解しておりますが、よろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

維持管理・運営契約書に関する質疑回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
60	別紙1	2	(5)		支払方法	「変動費等の精算については、年度末に一括して行う」との記載がございますが、別紙1 1 (1) イ 月額業務委託費の記載には、月毎に精算されるよう読み取れ、矛盾が生じているように思います。ご確認をよろしくお願いいたします。	「変動費等の精算～」は、物価変動等により変動費の変更が生じた場合の精算を表します。
61	別紙2	—	—	—	年度別の固定費、変動費単価	年度別の金額を記載する欄がありますが、固定費・変動費単価ともに、事業期間を通して平準化する必要は無い（事業者で任意設定可）と理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	別紙3	2	—	—	変化率の指標	人件費の見直し指標について、原案では「毎月勤労統計調査/産業別賃金指数(現金給与総額)/調査産業計(厚生労働省)」と、全国統計かつ全産業合計での指標となっておりますが、より本事業および地域の特性を踏まえた指数への変更を御再考願います。(例：公共工事設計労務単価表「電工 25 滋賀県」(国土交通省)、等)	ご意見として承ります。
63	別紙3	2	2	—	費用項目ごとの変化率	費用項目ごとの変化率の算出方法に”前回設定時の指標または単価”と記載あります。第1回の業務委託費の変更については、応札年度の指標または単価を用いて、費用項目ごとの変化率が算出されると理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	別紙3	2	3	—	業務委託費の変更の判断	「変動後残業務委託費」とは、見直し時期(毎年10月以降)以降の残業務委託費と理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	別紙3	2			変化率の指標	<変化率の指標>表下部に「※上記以外の費用項目」とありますが、上記の費目に関しても、市況を適切に反映する指標を事業者から提案することは可能でしょうか。	契約時の協議とします。
66	別紙3	2			算定式	維持管理・運営契約書(案)別紙3 2 費用項目ごとの変化率の算定にて用いる「前回設定時の指標または単価」について、業務委託費の見直しの初回実施時は入札日の当該月から直近の1年間の指標もしくは単価の平均値を用いてもよろしいでしょうか。初回業務委託費の見直し時の変化率の分母が定まっておらず、入札日以降の物価変動リスクを事業者は価格へ反映できないため、上記の記載を求めます。	ご理解のとおりです。
67	別紙3	3			業務委託費の変更の判断	変動前残業務委託費を算出するための「契約ベースでの履行済み業務委託費」とは、維持管理運営期間開始時から見直しを行う当該年度9月以前までに、貴県と合意済みの履行済み業務委託費の合計金額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	別紙3	4			見直し時期	「甲は、毎年10月に、変化率の各指標について調べ、残契約期間の業務委託費(固定費、変動費単価)の見直しについて検討する。」と記載されていますが、「乙は、毎年10月に、変化率の各指標について調べ、残契約期間の業務委託費(固定費、変動費単価)の見直しについて検討する。」ではないでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。修正します。